

入札参加時における注意事項

町発注工事の入札及び施工に当たっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請負者に対し、この遵守事項について周知されるよう努めてください。

記

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加業者は、小川町建設工事請負契約約款、図面、設計書、仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。)、及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 22 条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り町内業者から選定するよう努めること。
- (3) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に基づき、すべての事業場で週 40 時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や 1 日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間 40 時間制への円滑な移行に努めなければならない。

3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 建設資材納入業者との契約に当たっては、できる限り町内の業者を選定するとともに、建設資材についても地場材を使用するよう努めてください。

4 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意し、仕様書等に定めるところにより元請、下請が一体となって労働災害の防止に努めなければならない。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

6 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、建設業退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。
- (2) 1 件あたりの請負金額が 500 万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書(別途既定の様式)によ

- る。)を契約締結後 1 ヶ月以内に発注課所に提出しなければならない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めなければならない。
 - (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(別途既定の様式による。)により発注課所に提出しなければならない。
 - (5) 工事請負契約を締結した業者は、組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(シール)の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。

7 技術者の適正な配置について

- (1) 1 件の請負金額が 4,500 万円(建築一式の場合は 9,000 万円)以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 元請負者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が 5,000 万円(建築一式の場合は 8,000 万円)以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。
- (3) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 専任の主任技術者が工事の兼務を行う場合は「小川町建設工事における技術者の専任に関する取扱い」を参照すること。

8 工事カルテの作成及び登録について

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点における工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、共通仕様書等に定めるところにより、工事实績情報として「工事カルテ」を作成しなければならない。また、工事カルテ作成後は、監督員の確認を受け、これを(財)日本建設情報総合センターに提出し、工事实績情報サービス(CORINS)に登録するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、工事カルテ登録の手続きは、受注時においては契約後 10 日以内に、登録内容の変更時においては変更あった日から 10 日以内に、完成時においては完成後 10 日以内に行わなければならない。

9 経営事項審査の義務化について

建設業法の既定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は小川町発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

10 不法無線局登載車両の排除について

工事の施工に当たって、電波法違反となる「不法パーソナル無線」等を搭載したトラック、ダンプ等の車両は使用しないなど、必要な措置をとるよう努めてください。

下請工事の発注・施工に当たっての注意事項

公共工事を受注した事業者は、下請工事の発注・施工に当たって次の事項を遵守してください。

1 一括下請(いわゆる「上請け」も含む)の禁止

請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる、一括下請負は、建設業法で禁止されており、下請業者が、たとえ技術力・信用共に優れた大手建設業者(いわゆる「上請け」)であっても、一括して請け負わせた場合には、建設業法違反となります。

下請業者を使用する際は、「上請け」の場合も含め、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請業者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めてください。

2 下請契約の締結

下請契約は建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書で締結することとし、下請代金の設定等について元請と下請が対等の立場で協議し、決定したうえで、契約を行うよう努めてください。

3 下請負人通知の提出

下請契約を締結したときは、下請負人通知書(別途既定の様式による。)を工事発注課所に提出してください。

4 施工体制台帳及び施工体系図の作成等

下請契約を締結したときは、施工体制台帳の写しを発注課所に提出するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

5 下請代金の支払い

下請代金の支払いについては適正に行うとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入・リース・運送に係る代金の不払い等、不足の損害が生じないように十分配慮してください。

建設リサイクル法適用に係る注意事項

1. 建設リサイクル法適用対象建設工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表の基準以上のものとする。

対 象 建 設 工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負代金の合計 1 億円
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の合計 500 万円

2. 受任者は、契約前に特定建設資材の分別解体等の方法について記載した資料(別表 1～3)「分別解体等の計画等」を作成し、発注者に説明しなければならない。

なお、この様式は施工前に「施工計画書」の添付書類として提出するものとする。

3. 受任者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律 104 号。以下「法」と言う。)第 13 条及び「特定資材に係る分別解体等に関する省令」(平成 14 年 3 月 5 日国土交通省令第 17 号。)第 4 条に基づき、以下の項目を記載した様式 1～3「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面」を作成し、発注者に提出しなければならない。

なお、提出された様式 1～3 は工事請負契約書に綴りこむものとする。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

4. 受任者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法 18 条第 1 項に基づき、以下の事項等を様式 5「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、受任者は同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

なお、「資材の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき再生資源利用〔促進〕実施書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成している場合は、参考資料としてその写しを様式 2 に添付するものとする。

5. 受任者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図らなければならない。